

地方分権改革の推進に関する決議

栃 木 県
栃 木 県 議 会
栃 木 県 市 長 会
栃木県市議会議長会
栃 木 県 町 村 会
栃木県町村議会議長会

真の地方分権改革は、自らの地域のことを自らの創意工夫と責任において決定し、取り組むことができる仕組みをつくり、住民一人ひとりが主役となる社会を目指すものである。

また、国の地方分権改革推進委員会においても、去る5月28日に第1次勧告が示されるなど、地方分権改革は「地方が主役の国づくり」に向けて、その一步を大きく踏み出したところである。

まさにこの機会をとらえて、本県の地方六団体が一致協力して、地方分権改革の推進に全力で取り組む決意を示すとともに、「地方分権型社会」の構築に向け、次の事項の早期実現を強く訴えるものである。

1 地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた第二期地方分権改革の推進

地方の自由度を高めるため、国と地方の役割分担を徹底的に見直し、国から地方へ権限と税財源を一体的に移譲すること

二重行政を解消するため、国による関与等の見直しや国庫補助負担金の廃止・縮減を進めるとともに、国の出先機関の見直し等、抜本的な国の行財政改革を行うこと

改革に当たっては、地方の意見を踏まえ、十分な協議のもと進めること。また、国と地方の代表が政策立案・協議を行う「地方行財政会議（仮称）」を、法律により設置すること

2 地方税体系の抜本的な改革と地方税財源の充実・確保

国税及び地方税の抜本的な改革を進めることにより、地方が担う事務と責任に見合う税財源の充実・強化を図り、偏在性の少ない安定的な地方税体系を構築すること

三位一体の改革により大幅に削減された地方交付税を復元するとともに、真に必要な財政需要に的確に対応した総額を確保すること

地方自らが連携・協力して財源調整を行う仕組みである「地方共有税」の導入を進めること

以上、決議する。

平成 20 年 7 月 7 日

栃 木 県 知 事	福 田 富 一
栃 木 県 議 会 議 長	石 坂 真 一
栃 木 県 市 長 会 会 長	吉 谷 宗 夫
栃 木 県 市 議 会 議 長 会 会 長	小 林 正 勝
栃 木 県 町 村 会 会 長	高 橋 克 法
栃 木 県 町 村 議 会 議 長 会 会 長	君 島 勝 美